

令和元年度大磯町教育委員会第7回定例会議事録

1. 日 時 令和元年10月17日（木）
開会時間 午前9時30分
閉会時間 午前11時07分
2. 場 所 大磯町役場本庁舎4階第1会議室
3. 出席者 野 島 健 二 教育長
トーリー 二葉 教育長職務代理者
曾 田 成 則 委員
長 嶋 徹 委員
濱 谷 海 八 委員
仲手川 孝 教育部長
佐 川 和 裕 参事（歴史・文化担当）
宮 代 千 秋 学校教育課長
佐 野 慎 治 町民福祉部長
山 口 信 彦 子育て支援課長
波多野 昭 雄 生涯学習課長
國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長
佐 藤 聡 生涯学習課図書館長
添 田 真 喜 （書記）学校教育課教育総務係長
4. 欠席者 なし
5. 傍聴者 3名
6. 付議事項
協議事項第1号 令和元年12月補正予算について
協議事項第2号 （仮称）消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
協議事項第3号 令和元年度大磯町教育委員会の点検・評価（案）について
協議事項第4号 大磯町教育研究所の設置条例の改正について
協議事項第5号 大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
7. 報告事項
報告事項第1号 令和元年度第3回（9月）大磯町議会定例会について
報告事項第2号 中学校給食の実施に向けたスケジュールについて
報告事項第3号 大磯町郷土資料館本館の臨時開館について
報告事項第4号 教育委員会関連事業の実施及び結果報告について
8. その他

(開 会)

教育長) それでは、ただいまから、令和元年度大磯町教育委員会第7回定例会を開催いたします。本日の会議の内容ですが、協議事項5件、報告事項4件でございます。本日は5名全員出席しておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定により、定例会は成立いたしました。現在、傍聴を希望される方がいますので、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により傍聴を許可したいと思います。暫時休憩します。

～ 休憩 ～

教育長) 休憩を閉じて再開します。

【令和元年度第6回定例会の議事録の承認】

教育長) 「令和元年度第6回定例会の議事録」は、記載のとおりでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「令和元年度第6回定例会の議事録」については、御承認いただいたものとします。

【教育長報告】

教育長) それでは、9月定例会開催後の令和元年9月19日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。9月20日、生沢分校で運動会が行われました。そして、大磯幼稚園とたかとり幼稚園の運動会は、28日に実施されました。また、9月から引き続き10月に入っても、まだ残暑ともいえるような暑さを感じる日もあり、10月6日になりますが、日中は厳しい日差しの中、大磯小学校と国府小学校で運動会が実施されました。当日は、スプリンクラーでのグラウンドへの水撒きをした学校もあり、また、児童については、小まめに水分補給をするなどの暑さ対策をとりながら運動会が実施されました。ご出席いただきました委員の皆様も暑い中、ありがとうございました。10月3日、令和元年第3回9月大磯町議会が閉会しました。議会の審議内容につきましては、後ほど事務局より報告いたします。10月16日、第1回コミュニティスクール推進協議会を開催いたしました。こちらは、教職員、保護者、地域の方、そして、町職員、現時点では、14名で構成されたメンバーで、コミュニティ・スクールの設置や運営に向け、先進自治体などの取組を研究していくための協議会であります。今後、この協議会において、町にとって望ましいコミュニティ・スクールとは何かということ調査研究しながら、様々な学校運営の課題を地域とともに研究してまいります。その他の諸行事につきましては執行状況表のとおりです。なお、今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。また、9月定例会から本日までの間に、教育長に委任された事務で重要なものに関する事、専決した事項に関する事についての報告はございません。本日の報告は、以上でございます。

【協議事項第1号 令和元年12月補正予算について】

学校教育課長) 協議事項第1号、令和元年12月補正予算について、ご説明いたしま

す。こちらにつきましては、あくまで現時点において、これから町の財政所管課へ予算要求する見込みのものであります。歳出の予定されるものについては、詳細な見積もりを徴取し、本年度の予算内で対応できるかを調整及び確認した中で、最終的に補正予算の計上について確定するものであります。正式には、11月の定例会において、最終的に確定したものを議案として付議をお願いする形となりますので、今回は、あくまで、現時点で補正予算の計上としての可能性があるものを提示しております。お手元の資料の表紙をおめくりいただき、別紙をご覧ください。学校教育課及び子育て支援課の分となります。はじめに、学校教育課の分を説明いたします。初めに歳入ですが、予算科目は、款・項が共に寄付金、目が教育費寄付金、節・細節が共に小学校費寄附金であります。こちらにつきましては、本年4月に、「学校の中で児童が活用できるものにあててほしい。」ということで、篤志家（とくしか）の方より匿名でご寄附いただいたものになります。続きまして、歳出であります。予算科目は、款・項・目が教育費、小学校費、学校管理費、事業名・節・細節は学校運営事業、備品購入費、学校備品購入費であります。こちらは、先ほど説明しました歳入の寄附金を活用しまして、学校の中で児童が活用できるものを購入していこうとするものであります。現在、どのようなものがよいか、学校側と調整している段階であります。続いて、予算科目は、款・項・目が教育費、小学校費、学校管理費、事業名・節・細節は学校施設・設備維持事業、需用費、修繕料であります。こちらは、国府小学校の体育館内の一部の照明設備に不具合があるため、その修繕に必要な費用を予算計上するものであります。続いて、予算科目は、款・項・目が教育費、中学校費、学校給食費、事業名・節・細節は、学校給食施設整備事業、委託料、設計委託料であります。こちらは、現在、休止している中学校給食の再開に向け、自校方式として、それぞれの中学校の敷地内に給食調理場を建設するための基本設計の費用を新たに予算計上するものであります。学校教育課からの説明は以上です。

続いて、子育て支援課分を説明いたします。歳入の説明に戻りますが、予算科目は、款・項が国庫支出金、国庫補助金、目・節・細節が教育費国庫補助金、幼稚園費補助金、就園補助金、そして、その下の予算科目は、款・項が県支出金、県補助金、目・節・細節が教育費県補助金、幼稚園費補助金、就園補助金の2つの予算科目を一括して説明いたしますが、こちらにつきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う予算の組替えということで、教育費の方から民生費の方に予算を組替えするために、教育費の方を減とするものであります。続きまして、歳出であります。予算科目は、款が教育費、項・目が共に幼稚園費、事業名・節・細節は、私立幼稚園就園補助事業、負担金、補助及び交付金、私立幼稚園就園補助金となります。こちらは、先ほど説明しました歳入の関係と同じ事由ですが、幼児教育・保育の無償化に伴う予算組替えということで、教育費の方から民生費の方に予算を組替えするために、教育費の方を減とするものであります。子育て支援課分の説明は、以上です。

<質疑応答>なし

【協議事項第2号（仮称）消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について】

学校教育課長） 協議事項第2号、（仮称）消費税及び地方消費税の税率の引上げに

伴う関係条例の整備に関する条例について、ご説明いたします。お手元の説明資料の表紙をご覧ください。中段から下の資料の①が「大磯町公立学校使用条例」の関係、こちらは、学校教育課の所管になります。そして、資料の②「大磯町生涯学習館条例」、資料の③「大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例」、資料の④「大磯町郷土資料館条例」が生涯学習課、図書館、郷土資料館がそれぞれ所管しております。それぞれの所管ごとに順番に説明してまいります。はじめに、学校教育課の分を説明いたします。表紙をおめくりいただき、1ページをお開きください。こちらは、「大磯町公立学校使用条例」になります。7ページから8ページには、この条例の本文を掲載しております。この条例につきましては、大磯町が所有する公立学校、町内には4校の学校があり、小学校が2校、中学校が2校になりますが、この4つの学校の校舎や校地を使用しようとするものに使用を許可する際の手続きや使用条件等が記載されております。まず、はじめに「1. 改正概要」を説明いたします。平成25年12月に総務省から「消費税率（国・地方）の引上げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の対応について」により、公の施設の使用料については、消費税率引上げに伴い、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、使用料の改定に係る条例改正等の措置を講じること等の通知がありました。これを受けまして、町では、令和元年10月に実施されました消費税率8%相当から10%相当への引上げに伴い、光熱水費等の維持管理費が値上げされることを受けて、使用料等の改定を行っていくものであります。この使用料の改定は、平成26年4月1日の5%から8%への増税時に使用料の増額を見送った3%相当分も合わせて、5%相当分を増額していくものであります。続いて、「2. 改正内容」であります。8ページに記載されている現行の使用料に対し、5%増額したものが、1ページの別表に記載されているとおりであります。今回は、概要説明ということで、正式には、11月の定例会において、議案としてあげたものを付議していただく形になります。学校教育課からの説明は、以上です。

生涯学習課長) 2ページをお開きください。「大磯町生涯学習館条例」になります。9ページから10ページには、条例の全文を記載しております。この条例は、町民の生涯学習の振興を図り、町民生活の充実に寄与するため設置する生涯学習館の、設置、管理等に関し必要な事項を定めております。改正概要につきましては、先ほど学校教育課長が説明したとおりで、令和元年10月に実施されました消費税率8%から10%への引上げに伴い、使用料の改正を行うものでございます。この使用料の改正は、平成26年4月1日の5%から8%への増税時に増額を見送った3%相当分も合わせて、5%相当分を増額するというものでございます。「2. 改正内容」でございます。10ページに記載されている現行の使用料に対し、5%増額したものが2ページの別表のとおりとなっております。

図書館長) 続きまして、「大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例」でございます。3ページをご覧ください。参考に11ページから13ページには、条例の全文を記載しております。この条例は、町立図書館の設置、管理等について必要な事項を定めております。改正概要につきましては、生涯学習館と同様に、図書館の会議室等の使用料について、平成26年4月1日の5%から8%への増税時に増額を見送った3%相当分も合わせて、5%相当分を増額するというものでございます。次に改正内容でございます。13ページに記載されております現行の使用料に対し、5%増額したものが、戻りまして3ページの別表のとおりとなっております。

郷土資料館長) 4ページ、5ページを御覧ください。まずは参考に、15ページから18ページには、大磯町郷土資料館条例の全文を記載しております。この条例は、郷土の自然と文化・歴史を広く一般に啓発することを目的として設置する、大磯町郷土資料について、必要な事項を定めているものです。改正の概要でございます。郷土資料館につきましては、平成28年度に条例改正を行っておりまして、その中で、消費税率5%から8%への改定を踏まえて、使用料等の見直しを行っております。このことから、2%相当分を今回増額するというものでございます。続きまして、2の改正内容でございます。17ページから18ページに記載されております現行の観覧料及び使用料に対し2%増額したものが、4ページ、5ページの別表のとおりとなっております。いずれも消費税の適切な添加を図るため、10円単位で料金改正を行うというものです。複数の条例が対象となりますので、個別の条例ごとの改正は行わず、(仮称)消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例といたしまして、全ての対象条例を改正するというものでございます。今回は概要説明ということで、正式には11月の定例会におきまして、議案として付議をしていくこととなります。説明は以上です。

教育部長) 補足説明をさせていただきます。今後のスケジュールにつきましては、11月の定例会で正式に議案として提案させていただきます。御承認いただいた後に12月の大磯町議会定例会において、教育委員会以外の部署も含めて議案として提案させていただきます。議会の承認をいただきましたら、来年の4月1日施行になります。よろしくお願いいたします。

<質疑応答>

長嶋委員) 今回の増税分ですが、郷土資料館だけ2%相当分の改定ですが、他は前回3%の引上げはなかったということですね。

郷土資料館長) 郷土資料館につきましては、平成28年度に現在の大磯町郷土資料館条例への条例改正を行っておりまして、前の消費税率5%から8%への改定を踏まえて使用料の見直しを行ったということで、今回は2%の増加という形になります。

【協議事項第3号 令和元年度大磯町教育委員会の点検・評価(案)について】

学校教育課長) 協議事項第3号 令和元年度大磯町教育委員会の点検・評価案について、概要を説明いたします。はじめに、委員の皆様、これまでの点検・評価活動をありがとうございました。本日は冊子の形にまとめましたので、御協議をよろしくお願いいたします。それでは、案である協議資料をご覧ください。まず、表紙から2枚おめくりいただきまして、1ページ目は目次であります。続いて2ページから4ページまでは、「はじめに」と題して、教育委員会の制度や仕事内容、点検・評価の趣旨と対象、点検・評価の流れについて記述しております。5ページから21ページまでは、平成30年度教育委員会の活動状況について項目別にまとめたものです。22ページから26ページまでが、平成30年度の教育委員会活動の各項目について、教育委員の方々、自らの評価として、内部評価を行った結果であります。27ページから34ページまでは、外部評価者2名による内部評価の妥当性についての評価と指導・助言をしていただいた内容となります。この関係については、少し説明を加えさせていただきます。まず、27ページ(1)教育委員会議です。内部評価の妥当性について、外部評価委員お二人とも①、②、③、⑤、そして総合評価

の項目では、内部評価は妥当である、としています。しかし、④の「地域住民にとって身近なものとなっているか」については、「事前に議題を告知することや開催場所を考慮するなど傍聴しやすい工夫がなされていることは評価できるが、地域住民の傍聴者数を実績と捉えるなら評価「B」はやむを得ない。」という御意見と、「会議の傍聴者数が少ないが、開催に関する努力は認められる。評価「B」は致し方ない。」という御意見をいただいております。指導・助言として、「教育委員会と総合教育会議との接続は、年を経るにつれ、うまく機能しているようにみとれる。今後の学校と地域のあり方の方向性の一つとしてコミュニティ・スクールの導入に注目していきたい。」、「今日の多様化・複雑化する教育課題に対して、教育委員会、教育行政の運営、地域住民への対応などへの取り組む姿勢は適切であり、その成果も認められる。」、「多様で複雑化された問題が山積する中、迅速かつ適切な対応が求められる。子どもたちの健康で安全な学校環境整備、改善に努力して欲しい。」などの御意見をいただいております。次に、29 ページ（2）事務連絡調整会議であります。内部評価の妥当性について、外部評価委員お二人ともすべての項目で内部評価は妥当である、としています。指導・助言では、「事務連絡調整会議の意義を十分認識し、効率的に運営していることがうかがえる。」、「情報の共有化を迅速に図ることは、議論を深める意味でも問題・課題解決の上でも重要である。」、「限られた時間の中、会議を充実させ且つ効率的に行うには、事前の情報提供や資料配布など事務局の会議へ向けての準備が欠かせない。平成 30 年度はそれらが適切に行われたとのことであり、今後とも教育委員会との充実の観点からもご努力をお願いしたい。」、「教育委員並びに事務局との連絡調整を密にし、この機能が更に有効に働くことを期待するものである。」などの御意見をいただいております。次に、30 ページ（3）意見交換会・懇談会についてです。内部評価の妥当性については、外部評価委員お二人について、多少表現の仕方に違いがある項目もありますが、基本的には、内部評価は妥当もしくは致し方ないとしています。指導・助言では、「地域住民や保護者と学校等が抱えている課題の共有は図られたようであるが、立場の違う考えの方への説明や共通理解のために回数や時間の増が必要とあるが、適切な量について働き方改革なども考慮に入れ、主催者側と検討すべき時期なのかもしれない。」、「今後のコミュニティ・スクールの導入を見据え、意見交換会や懇談会の果たす役割や意義を再確認することも必要ではないか。」、「少ない開催の機会ではあるが、今後も一層、地域及び家庭との連絡を密にするための機会にしていきたい。」、「教育委員会が先頭に立って、各学校が抱えている問題に対する解決の糸口を提示していただきたい。」などの御意見をいただいております。次に、32 ページ（4）訪問（学校・幼稚園・保育園）についてです。内部評価の妥当性については、外部評価委員お二人について、多少表現の仕方に違いがある項目もありますが、基本的には、内部評価に対して、項目①については、「真摯に問題を共有できたか。」という視点では評価できるが、「それぞれ固有の問題、共通の問題と多岐に渡っているため、解決には至っていないという視点では評価「B」でも致し方ないとしている。また、項目②については、評価は「B」であるが、「訪問を通して得た情報・意見を「生の声」として大切にし、教育委員会での意思決定の要とするなど教育行政に生かそうとしている姿勢」、「英語の人材配置」というところは評価できるとしています。そして、総合評価は、評価「B」は妥当もしくは致し方ないとしています。指導・助言では、「外国

語活動の教科化に伴い、小学校に英語の専任教員を配置したことは、学校にとっても子どもたちにとっても非常にメリットがあると思われる。こうした大磯らしい取り組みを現場の声を聞きながら打ち出してほしい。」「生徒支援については、相談員、支援員やサポートルームの設置など子どもたちを取り巻く環境が整備されつつあり、成果の一つとして登校できるようになった生徒の報告があるなど、年々充実してきているように感じる。更に今後は教育研究所や支援体制の充実が図られるとのことであり、内容の充実を期待したい。」「教育委員会が正しい意思決定するためにも各学校の現状をきめ細かく聴き取ることは教育委員自ら各学校現場の問題点を認識する上で不可欠である。今後も積極的に取り組んで頂きたい。」「中学校における部活指導における問題（休日勤務等）、また、全教職員の勤務状態についても引き続き問題意識を持ち続けていただきたい。」などの御意見をいただいております。次に 33 ページ（5）訪問、行事等についてです。内部評価の妥当性については、外部評価委員お二人ともすべての項目で内部評価は妥当である、としています。指導・助言では、「各行事などいろいろな場面を用意し、子どもたちの活躍の場を設けることは多様な子どもたちへの働きかけの手段として有効ではなかろうか。」「町全体で子どもたちの成長を見守り、地域と連携して子どもたちの健全育成に力を入れてほしい。」「大磯町は全国に誇れる自然環境、社会環境をもつ地域である。教育委員が率先して、様々な行事や地域住民との協力を通して教育の更なる充実を目指していただきたい。」などの御意見をいただいております。外部評価につきましては、以上です。次に、35 ページから 50 ページまでは、平成 30 年度教育委員会基本方針に基づく施策について、教育委員会事務局で評価した内容に係る教育委員によるその妥当性と改善事項等の御意見となっています。教育委員による評価の妥当性についての判断は、多数意見や事務局評価を基本に整理しましたが、文章表記につきましては、委員の皆様の記述を原則そのまま記載しました。記述事項について修正すべき点や加筆すべき点などがありましたら、後ほど御協議いただきたいと思います。最後に、51 ページから 57 ページまでは資料編です。関係法令、教育委員会定例会議事録のホームページ案内、平成 30 年度教育委員会基本方針を参考資料として掲載しています。議事録のホームページアドレスは、点検・評価の冊子を最終確定する段階で確認をして記載します。点検・評価案の説明は以上です。なお、今後の予定ですが、本日御協議いただきます内容も反映させて最終的な案を作成し、11 月の教育委員会定例会にて御審議いただき、最終決定とさせていただきます。それでは、御協議をよろしくお願いたします。

<質疑応答>

曾田委員) 夏からずっとこの点検評価をやってきましたので、概ね意見は一致しておりますので、私は特に問題はないというふうに思っております。

トリー委員) とても見やすくまとめていただいてありがとうございました。すごく大変だったと思いますが。外部評価のほうも今見させていただいて、いろいろ、まだまだ課題があるなというところも感じているところでした、肝に銘じてやっていきたいなと思っております。また来月確認させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

濱谷委員) はじめて委員でこれを読ませていただいたと同時に、課長から外部委員の先生たちの御意見のポイントを説明していただき、聞かせていただきました。まさしく、私もこれを読みながら、神奈川の状況を見てもこういうところはどこ

の地域も同じだと感じました。心を新たにして、外部評価の先生たちが御指摘した内容に取り組んでいきたいと思って心を新たにするとところでございます。大変いい評価だと思います。以上でございます。

【協議事項第4号 大磯町教育研究所の設置条例の改正について】

学校教育課長) 協議事項第4号 大磯町教育研究所設置条例の改正案について説明いたします。この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条及び第31条第2項の規定に基づき、教育に関する調査研究、研修、教育相談、情報事業等を行うとともに、本町教育の進歩改善を図るために大磯町教育研究所の設置等に関し必要な事項を定めております。この度、大磯町教育委員会は、(故)横溝千鶴子氏のご寄附により東小磯地区の御自宅を改修工事し、「大磯町教育研究所・適応指導教室つばさ」を令和2年1月に移転いたします。そこで、建物の名称の改正案については、遺贈者である(故)横溝千鶴子氏の名称を入れ、「大磯町横溝千鶴子記念教育研究所」とします。条例の改正案は、記載のとおりです。名称および位置、第2条教育研究所の名称及び位置は次のとおりとする、現行、大磯町西小磯286番地、改正案、大磯町東小磯424番地2です。そして、附則 条例の施行日は、令和2年1月1日としたいと思えます。説明は以上です。御協議をお願いいたします。

<質疑応答>

トリー委員) せっかくいい試みですので、不登校児童や生徒もいますので、有効に使っていただきたいと希望しております。あと、この名称ですが、以前もちょっと出たかと思うのですが、この「研究所」という言葉が、ちょっとわかりにくいというか、とっつきにくさがあるので、何かいい命名がないものかと頭を悩ませておりますが、研究所は教育研究もするのでしょうからいいのですが、どうでしょうか。

教育長) 名称は神奈川県教育研究所連盟などで各市町全部ありますので、愛称ということですね。

トリー委員) そうです。少しそういうキャッチフレーズ的に、とっつきやすい愛称があるといいのかなと思います。

教育部長) 正式な名称は法令、条例にのっとった形でつけているのですが、御指摘のとおり、先般、研究所の運営委員会でも、何か愛称を考えてはどうかということで、検討しています。そのため、愛称をつける方向で取り組んでいますが、名称を一般公募するのか、保護者や児童、生徒から募るか、今後検討していきたいところです。いずれにしろ愛称はあったほうがいだろうと考えています。また、適応指導教室は「つばさ」という愛称、子育て支援センターは「めばえ」など、愛称をつけていますので、わかりやすい名称にしたいので、検討しているところでございます。方向が決まりましたら、委員会に御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

曾田委員) もう一つ私もずっと関心を持っておりまして、その名称の問題はずっと前から言っていますが、それは今正式な名称と愛称ということで、よく理解できました。それで、研究所の中にいろいろな諸問題がありますので、そういったことを検討するようなそれぞれの部署も置いていただくといいと思います。研究所は研究所でいいのですが、こんな部署があるよ、こんなところがあるよというものをもう一回考えたほうが、町民の方にはいいのではないかと考えております。

教育部長) 研究所の中にいろいろな部会はあります。ただ、存在が明らかになっていません。もう少し教育研究所とは何かということで、いい機会でございますので、アピールしていききたいところです。一応研究所の要覧もありますが、周知はしておらず明らかになっていないので、反省事項ではあります。研究所自体何をやっているのかというのは、確かによく聞かれるところではありますので、もう少し整理した上でPRしていききたいと考えております。

曾田委員) 結局人数の問題もありますからね。役場みたいにかくさんいるわけではないので、それは理解してはいますですが、ただ、部署がいろいろあるというところに、もうちょっとしっかりと位置づけをしてもらいたいと思います。例えば、町全体の教育相談のよろず相談があるとか、そのようなことをもう少し町民の方にわかるような位置づけをつくっておくことが、見える格好になるのではないかと考えております。

教育長) ただいま曾田委員のほうからお話がありましたけど、リーフレットのなかで、相談内容のところでも簡単に町民の方や保護者の方にわかるようなものを用意する機能ですね。

トーリー委員) できれば、敷居の高さを余り感じなく、気軽に行けるような堅苦しくなさ過ぎる文章でまとめただけのといいかないと思います。

曾田委員) それともう一つ発言させてください。前回、教育総合会議でも私は話をさせてもらったのですが、町民の土日の利用の問題があります。それで、親御さんが相談に行けるのか行けないのかも大きな問題になってきますので、土曜日が開催できるのか、日曜日が開催できないのか、そういったことももう1回検討する余地があるのではないかと考えています。平日だと相談はあっても電話はできるかも知れませんが体がなかなか行けない。また、電話では話せないこともあるので、顔を見ながら話すということができている状態を検討する余地もあるのではないかと考えております。

濱谷委員) 移転をされるということなので、建物の中の広さ、あるいは教室的なものなどを教えていただければありがたいです。

学校教育課長) 建物ですが、1階の部分と2階の部分がありまして、1階部分は主に事務所的な形で今後使っていこうと考えています。その他には、教員研修や相談業務でも使えるようにしていきたいと考えています。また、お風呂場は展示室として考えていまして、馬のコレクションをたくさんお持ちの方でしたので、展示スペースをつくります。そして、2階部分は心理的・情緒的な要因等により学校に登校しない、あるいは登校したくてもできない状態にある子どもたちを対象にした支援・指導・相談を行うための教育機関として設置している適応指導教室での利用を考えています。濱谷委員) わかりました。

曾田委員) 相談ということでなくても、気軽に見学できるようなシステムにしていただき、保護者が気軽に来れるような形になっていけばいいなと思います。

濱谷委員) 確認ですが、移転後も適応指導という言葉は使うことになりますか。

学校教育課長) 適応指導教室「つばさ」というのも移転した中で、研究所の中に入って行くので、名称は使っていくという方向で考えています。

濱谷委員) 適応指導という言葉を使うと、子どもたちがどういう反応をするのかということを考えていただきたいなと思っています。

教育部長) これは法律的な部分で皆さんにこういう形で扱うという言葉ですから、あくまでも「つばさ」という言葉を前面に出して、なるべく適応指導教室というのは表に出さない形としています。適応指導教室を全国的にいろいろな名称で使っているところはありますが、逆にわかりづらくなってしまいうという部分もある

みたいですが。確かに適応指導というのは、非常に我々からすると、言葉的にどうなんだというのがありますけれども、全国的にもやむを得なくこういう場合で使っているという事です。そのため、「つばさ」を前面に打ち出すような形で配慮したいと考えています。

濱谷委員) 子どもたちの心というのが、大人がつくった法律の言葉にぐさっと来るのですよね。じゃあ僕は適応していないのかと。みんな生きているのだから、適応しているんです。ですから、こういう言葉が法律で決まったことですが、我々の立場の中で変えていくという、こんな考え方が必要なのかなと思っています。

教育長) 愛称のほうで、子どもたちにうまく伝えて示していただければと思います。今後その辺のところも反省材料にして、いい方向があれば検討していきたいと思います。

【協議事項第5号 大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について】

生涯学習課長) 協議事項第5号、「大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」説明をさせていただきます。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行に伴い、関連条例が改正される予定でございます。12月議会定例会への提出が予定されており、現在、町部局の総務課が関係各課と条文の改正案などについて調整しているところでございます。本日は、生涯学習課に係る箇所等の改正概要等を説明させていただき、11月21日の教育委員会定例会において付議をさせていただき予定でございます。それでは、改正概要でございます。1ページをご覧ください。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員法の特別職非常勤職員の要件が厳格化され、専門的な知識経験等に基づき助言、調査及び診断等の事務を行う者に限定されました。2ページに地方公務員法の改正文の抜粋を載せてございますが、下線部分が法改正による改正点であり、その中で太字(ゴシックの部分)で表記させていただきましたが、第3条第3項第3号で定める特別職の範囲が、制度が本来想定する「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」となりました。1ページへお戻りください。この第3条第3項第3号で定める特別職非常勤職員として任用できるかは、法改正により厳格化された要件に該当するか否かによることになり、「専門的な知識経験又は識見を有すること」、「当該知識経験等に基づき事務を行うこと」及び「事務の種類が、助言、調査、診断又は総務省令で定める事務であること」の全ての要件を満たさなければならなくなりました。2の改正内容でございます。青少年指導員は、子どもたちが明るくのびやかに育つことを願い活動しており、青少年育成、非行防止及び社会環境健全化などの活動を行っております。法第3条第3項第3号の特別職職員として位置付けておりますが、活動内容については、「助言、調査、診断その他総務省令で定める事務」には該当しないため、特別職非常勤職員として任用することができなくなります。そのため、別表から「青少年指導員」を削除するというものでございます。表をご覧ください。こちらは、現行条例の別表でございます。法第3条第3項各号に定める特別職職員として位置付けている委員等の抜粋でございますが、この中で、「青少年指導員」を削除するというものでございます。そのほかの委員等については、現在総務課が調整中でございます。施行は、令和2年4月1日となります。3ページ以降、参考に、

現行条例の全文を添付しております。説明は以上です。御協議をよろしくお願ひいたします。

<質疑応答>なし

【報告事項第1号 令和元年度第3回（9月）大磯町議会定例会について】

教育部長） 報告事項第1号、令和元年第3回大磯町議会定例会について御報告します。会期は9月2日から10月3日まで32日間の日程で行われました。資料の1ページをお開き下さい。1ページから3ページが提出議案の一覧で、件数番号に丸が付いているところが教育委員会関連でございます。まず4番、議案第30号「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」、担当は子育て支援課です。次に8番、議案第34号「教育委員会委員の任命について」、担当は総務課です。次に2ページの11番、議案第36号「令和元年度大磯町一般会計補正予算第1号」、担当は財政課でございます。次に3ページの16番、議案第41号「平成30年度大磯町一般会計歳入歳出決算の認定について」、担当は財政課でございます。それでは議案の審議について御報告いたします。5ページをご覧ください。議案第30号「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」でございます。改正概要、改正内容及び施行日は資料の9ページに記載の通りです。資料の10ページから30ページが、条例の新旧対照表です。本案は本会議において質疑ののちに討論、採択が行われ、賛成者多数により原案どおり可決いたしました。次に、31ページをご覧ください。議案第34号「教育委員会委員の任命について」でございます。青山啓子前教育委員の任期満了に伴う後任人事として、濱谷海八（はまたに かいはち）氏を新たに教育委員に任命するため、議会の同意を求めるものです。本案は本会議において質疑ののちに採決が行われ、賛成者多数により原案どおり可決いたしました。なお、主な質問内容として、「藤沢の方だが大磯に対してはどういう見識を持っておられるか」「大磯町は公立学校だが、私学に詳しい方を選ばれた理由は」などの質問、意見がありました。次に、37ページをご覧ください。議案第36号「令和元年度大磯町一般会計補正予算（第2号）」でございます。内容につきましては、資料の45ページ、一般会計補正予算第2号の一覧表をご覧ください。表のナンバーに丸がついているところが、教育委員会関連の補正予算です。まず歳入ですが、表のNo.3子育て支援課の民生費県補助金、幼児教育・保育の無償化に伴うシステム改修に係る県からの補助金でございます。次に歳出ですが、表のNo.7子育て支援課の子ども・子育て支援新制度運営事業、幼児教育・保育の無償化に伴うシステム改修費の負担金を支払う予算でございます。本案は本会議において質疑ののちに討論、採決が行われ、賛成者多数により原案どおり可決いたしました。次に47ページをご覧ください。議案第41号「平成30年度大磯町一般会計歳入歳出決算の認定について」でございます。資料の49ページから59ページが、一般会計歳入歳出決算書の写しでございます。教育委員会関連の事業につきましては、資料の61ページの上段「教育委員会運営事業」から、77ページの中段「旧吉田茂邸研修等事業」までとなります。説明は省略いたします。本議案は、決算特別委員会に審議が付託されたのちに本会議において討論、採決が行われ、賛成者少数により不認定となりました。なお、決算特別委員会による子育て支援課の審議は9月25日、教育委員会の審議は9月26日に行われました。主な質問内容として、大磯幼稚園、たかとり幼稚園での満3歳

児保育の利用状況はどうか。また引き続き入園はされているのか。旧吉田茂邸の収支は、予定した倍の観覧者数でも赤字である。観光事業を進めると赤字がふえるのか。採算制を考えてやるべきではないか。いじめ問題対策・調査委員会で、個別的な事例が発生し、対応や調査が必要だったことはなかったか。いじめ問題を抱えている保護者が相当いると思われるが、実際にどのような対応をされたのか。教育研究所との連携はどうか。小学校給食調理員の欠員が生じた期間等はいつか。安定して運営されるように、働きやすい環境や、処遇面を含めて欠員が生じさせないための検討はしたのか。小学校の施設修繕の内容は何か。また要望したものうち、どれくらいが直せたのか。中学校給食でなぜ調査委託が必要だったか。部活動地域指導者が6名増えているが、どのようだったか。生徒が希望する部活が無い時の対応は。等の質問がありました。次に資料の81ページをご覧ください。9月10日に行われた平成30年度決算に係る総括質疑でございます。教育委員会関係の質問はアンダーラインの部分で、1人の議員から1問の質問がありました。質問議員は柴崎茂議員で、質問内容は記載のとおりでございます。町長からは、中学校給食調理・配送事業委託料の債務負担は大磯町議会定例会において、平成27年度から平成30年度の複数年度における契約金額の上限額として1億3,422万4,000円が認められた。平成29年10月13日に事業委託を休止するまで支出した額を差し引いた7,608万2,774円が債務負担行為の残額となり、平成30年度はこの残額の範囲内での予算措置が可能であった。しかし、委託事業者とは契約解除の調整を進めて事業の継続が見込めなかったことから、平成30年度は予算を計上しなかった。また、「大磯町中学校給食実施調査委託」は、中学校給食の実施方式を検討するために必要な資料を調べる(ととのえる)ことを目的として実施した。自校方式、センター方式及び親子方式について、それぞれ実施が可能かどうかについて詳細な調査報告を求めた。この調査報告をもとに中学校給食検討会や教育委員会定例会及び政策会議で協議を行い、自校方式を決定した。この調査報告がなければ十分な検討、協議が行えなかったと考えているおり調査委託には成果があったと認識している、等と答弁がありました。続いて、9月12日、13日に行われた一般質問の概要について御報告いたします。資料の83ページから91ページが一般質問の通告内容です。アンダーラインの部分が教育委員会関係の質問で、5人の議員から6問の質問がありました。84ページをご覧ください。はじめの質問者は鈴木京子議員で、3問目の「中学校給食はいつ実施されるか」として、記載のとおり質問がありました。町長からは、中学校給食実施のスケジュールは、現在、教育委員会事務局において町の関係各課等と協議を行いながら進めている。子どもたちに温かく美味しい給食をできるだけ早く提供することが最重要であり、教育委員会への予算措置や技術的助言等を行い、給食の再開に向けて努めていく等と答弁がありました。続いて教育長が、中学校に自校方式の給食施設を建設するため、工程について町の関係各課と調整を図っている。教育委員会としては遅くとも令和5年度中の給食開始をめざし工程を作成している。しかし両中学校それぞれ課題があるため、状況により開始時期は前後する可能性もある。いずれにしても、調整が整い次第速やかに基本設計の予算計上を行い、できるだけ早く給食を提供できるよう鋭意努力する、等と答弁いたしました。再質問として、基本設計を発注する際の課題について、建設場所について、及び運営方法について等の質問等がありました。次の質問者は玉虫志保美議員で、1問目の「大磯町立中学校の給食について質問する」として、記載のとおり質問が

ありました。町長からは、学校給食については、学校給食法及び学校給食実施基準に基づき運営を行っている等と答弁がありました。続いて教育長が、学校給食は学校給食法に基づき実施目標や実施基準が定められている。町ではこの学校給食の目標等を達成するため、小学校給食の運営を行っている。そして、学校給食事業の管理や円滑な運営を図るため学校給食会を設置している。また、給食の運営に関して給食調理業務の委託等もあわせて検討を行っている。さらに、給食費の公会計化についても実施に向けて検討を行っている。いずれにしても、小学校、中学校の9年間を継続して給食を提供することにより、児童生徒の健全な発達を助け、食に対する正しい理解や適切な判断力などを養うことにつながると考えており、教育委員会としてはおそくとも令和5年度中の中学校給食の再開を目指して鋭意努力をしていく、等と答弁いたしました。再質問として、大磯と国府にそれぞれ施設を建設するので、両方とも同じタイプの施設をつくることはないのではないか、小学校給食の調理員の欠員状況はどうか、デリバリー給食の弁当箱はどうなったのか、等の質問がありました。次に 85 ページをご覧ください。次の質問者は竹内恵美子議員で、2問目の「大磯町教育研究所の進捗状況について」として、記載のとおり質問がありました。町長からは、さまざまな教育ニーズに対応できる研究・研修の支援機関として教育研究所がある。最近では学校現場における児童生徒の悩みや相談は非常に複雑になってきており、専門家の集団が必要な場合もある。町では、教育相談機能やサポート体制の充実をより一層高めるために、旧横溝千鶴子邸を新たな教育研究所として活用できるよう、ハードの面では改築工事を進めており、ソフト面についても教育長を中心にしっかりと考えていくよう話し合いをしている等と答弁がありました。続いて教育長が、教育研究所の移転先となる旧横溝千鶴子邸は改築工事が順調に進んでおり、来年1月の開所を目指して準備を進めている。新たな教育研究所は専用施設となり、教育に関する相談、調査研究、研修及び情報の収集・提供事業等の総合的な拠点として、これまで以上に充実した事業展開ができるものと考えている。今年度は専任の所長を配置して教育相談体制の強化を図り、また社会福祉士であるスクールソーシャルワーカーの相談時間数もふやした。さらに、臨床心理士も昨年度までの3名体制から4名体制にし、大磯・国府両小中学校にそれぞれ1名が分担して児童生徒や保護者を対象に教育相談を実施している。今後も学校現場のニーズ及びその効果も踏まえ、現場を支援できる専門家の拡充を進めていきたい、等と答弁いたしました。再質問として、適応指導教室には小中学生が何人ぐらい通室しているのか、スクールアドバイザーやスクールソーシャルワーカーの配置状況は昨年と比べてどうか、専任所長や教諭の役割について、新たな教育研究所に対するネーミングについて、等の質問がありました。次に 90 ページをご覧ください。次の質問者は吉川諭議員で、「大磯町の子育て・教育行政について」記載のとおり質問がありました。町長からは、町では「大磯町子ども笑顔かがやきプラン」を策定し、子育てで選ばれる町を目指してさまざまな取り組みを進めている。近年5年間の人口の推移を見ると出生数は平均 180 人であるが、小学校就学年齢にあたる6歳児の人数は 240 人と、平均 60 人程度増加しており、他市町村から若い世代が大磯町に移り住み、次代を担う多くの子どもを育てる環境がある。国の幼児教育・保育の無償化の対象者よりもさらに手厚い支援として、10 月以降も本町の独自政策である第2子以降の保育料無償化を継続していく。教育予算の確保については、今年度の町の重点項目として、「子育て」、「教育」、「健康」、「経済」、そして「安全・

安心」の5つを上げ、事業の継続性と一貫性を持ち、さらに結果を出すべく取り組みを進めている。今年度の当初予算では、事業の必要性や優先度を精査し、限られた財源の有効活用を注視して予算編成を行った。コミュニティ・スクールについては、総合教育会議において教育大綱の基本方針の一つである「保護者や地域に信頼される開かれた学校づくり」の実現に向けた協議を進めている。教育委員会において、その目的を推進する仕組みであるコミュニティ・スクールの設置に向け準備をしている。中学校給食の今後については、教育委員会事務局において実施に向けた準備を進めている。中学生にも小学生と同様に温かくおいしい給食を少しでも早く提供できるよう、引き続き給食の実施再開に向けて取り組んでいく。等と答弁がありました。続いて教育長が、今年度は、教育研究所に専任の所長を配属し、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの充実化を図るなど学校に対する支援体制のさらなる充実化のための予算を確保した。さらに、小学校に専科の英語教員を配置するとともに英語指導助手の予算も確保した。また教育環境の充実化のため、小中学校4校の普通教室等へエアコンを設置し、教育研究所の移転改修工事のほかタブレット端末等情報通信機器の整備などの予算を確保した。しかし校舎や机、椅子などの備品は老朽化が進み、限られた予算の中で何とかやりくりをしている状況である。コミュニティ・スクールについては、今年度県の助成を受け、協議会の開催や先進校の視察、講師を招いての研修会を予定しており、大磯町らしいコミュニティ・スクールの設置に向け研究をしていく。中学校給食については、自校方式が決定しており、施設の建設にむけ方法や工程及び財源など町の関係各課等と調整を図っている。今後、調整が整い次第、速やかに基本設計の予算計上を行い、教育委員会としては遅くとも令和5年度中の給食再開を目指し努力をしていく。等と答弁いたしました。再質問として、幼児教育・保育の無償化について対象となる家庭、保護者への制度の周知について、小学校、中学校及び幼稚園から要望されている具体的な修繕内容について、修繕一円費の予算について、台風による学校施設の被害状況について、このタイミングでコミュニティ・スクールを実施しようとした理由、開かれた学校運営を地域とともにすることで解決できる課題について、中学校給食事業に建築技師が必要ではないか等の質問がありました。次に、91 ページをご覧ください。次の質問者は飯田修二議員で、1問目の「こんな旧吉田茂邸を造ってしまった神奈川県に事情を説明させるべきでは」及び3問目の「今、町民の関心の高い案件5つを問う」として、記載のとおり質問がありました。町長からは、旧吉田茂邸の再建は町が主体となり、神奈川県が基盤整備及び技術的支援を行うという役割分担のもと、適正な手続きにより事業が進められ、指摘されるような事実はない、等と答弁がありました。続いて教育長が、設計から再建工事に際しては、神奈川県と大磯町の間で締結した旧吉田茂邸再建事業に関する基本協定をもとに、年度ごとに協定を締結し、負担金を町から県に支払う形で進めた。建築工事は神奈川県で入札を行い、県と施工者との契約により工事を実施した。設計、工事監理及び施工業者は、神社、仏閣や文化財的な建造物などの設計施工に精通し、多くの実績を積んでいる。工事は適正な体制で臨んでおり、工事内容も仕様に沿った形で施工されている。町に引き渡し後現在にいたるまで、柱を交換するような工事等を行った事実はなく、神奈川県の子次点検等でも特に問題は認められていない。したがって、改めて神奈川県に事情説明等を求める考えはない、等と答弁いたしました。再質問として、建物2階の屋根裏を確認したが柱を交換した跡があった。しかも柱が

横につながってないので地震があれば2階は完全に倒れる。柱は無垢材のはずなのに表面にはビニールが貼ってある、等といった質問がありました。令和元年第3回大磯町議会定例会の概要報告については以上でございます。なお、本議会の会議録については、後日町ホームページに掲載されますので、詳細は御確認ください。

<質疑応答>なし

【報告事項第2号 中学校給食の実施に向けたスケジュールについて】

学校教育課長) 報告事項第2号、中学校給食の実施に向けたスケジュールについてご説明いたします。表紙をおめくりいただき、1ページをお開きください。こちらにつきましても、令和5年度中に自校方式での中学校給食が開始できるよう、主に、基本設計、実施設計、工事のスケジュールを提示しております。まず、はじめに、各学校における建設場所について説明いたします。2ページをご覧ください。こちらは、昨年、実施しました大磯町中学校給食実施調査の報告書から抜粋しております。上の図が大磯中学校になりますが、現在の東門付近の敷地において、東門から建設用地までを通路とし、体育館横のトイレ、倉庫を解体、移設して、給食調理場を建設していくことを想定しております。続いて、その下の図が国府中学校になりますが、こちらは、南校舎西側を通路とし、グラウンドのバックネット裏と南校舎の間に給食調理場を建設していくことを想定しております。続いて、給食開始までのスケジュールについて説明いたします。1ページをご覧ください。まず、基本設計についてですが、こちらは、大磯中学校と国府中学校の2校同時に設計を委託する予定ですが、先ほど、協議事項での説明と関連しますが、令和元年12月に補正予算を計上し、その翌年2月に入札を行い、その後、令和2年11月までに設計が完了する予定としております。令和2年12月以降の実実施設計や工事などについては、学校ごとに説明いたします。**はじめに、大磯中学校についてであります。**実施設計については、令和2年12月に補正予算を計上し、令和3年2月に入札を行い、その後、令和3年11月までに設計が完了する予定としております。その横になりますが、引き続き、工事について、令和3年12月に補正予算を計上し、令和4年2月に入札、その後、令和4年12月までに工事が完成する予定としております。その後、準備期間を経て、令和5年4月には、大磯中学校において給食を開始できるような予定としております。**続いて、国府中学校についてであります。**まず、南校舎の西側を給食調理場への通路としていくため、現在の通路を拡幅するための工事について、令和2年12月に補正予算を計上し、令和3年2月に入札を行い、その後、令和3年12月までに工事が完了する予定としております。続いて、実施設計については、令和3年度の当初予算で計上し、令和3年6月に入札を行い、その後、令和4年3月までに設計が完了する予定としております。その横になりますが、引き続き、工事について、令和4年度に当初予算を計上し、令和4年5月に入札、その後、令和5年3月までに工事が完成する予定としております。その後、準備期間を経て、令和5年9月には、国府中学校において給食を開始できるような予定としております。学校教育課の説明は、以上です。

<質疑応答>

曾田委員) スケジュールは大体わかりましたので、ありがたく聞きましたけれども、実は以前いただいた資料と何か建築の費用が少し違うように思いますが、その辺を教えていただけないでしょうか。

学校教育課長) 以前の調査報告の報告書の中で提示してあった金額は、2校で5億7,335万7,000円でありました。今回約9億1,800万と、かなり開きが出ているというようなどころではあります。この開きについて簡単に説明いたしますと、まずは建築工事費の関係ですが、国府中学校においては、西側に崖地があります。その崖地の関係で、もともと鉄骨造を想定した比較をしておりますが、崖地がある関係で、鉄骨では難しいことがありますので、鉄筋コンクリートに構造の形を変えることで費用が上がってきます。あと、大磯中学校においては、体育館の横にトイレと倉庫があり、移設する必要がありますが、このトイレや倉庫の移設の関係で、もう1回建て直しをする必要がありますが、その関係の費用がかかってきます。さらに、エレベーターの関係ですが、各校舎に給食の配膳するためのエレベーターを設置しなければなりません。そのエレベーターを各学校に1機ずつ設置する費用が増えています。また、先ほどの国府中学校に戻りますが、擁壁の関係により、拡張工事などの工事が必要になってきますので、その工事費の費用が増えています。そのほか、消費税の関係ですが、以前の調査報告では消費税抜きで積算をしていたということですので、これに消費税がかかってきます。このようなことで、開きが出ている状況です。

曾田委員) エレベーターの話ですが、以前はエレベーターがつくような記載があったように思ったのですが、私の間違いですか。

学校教育課長) エレベーターは、確かに記載されておりましたが、実際にはこれが積算には入っていないくて、あくまでも給食調理場という部分の比較のため、給食調理場に関する費用のみが入っている状況でございました。

曾田委員) 要するに入らなかったのですか。そうすると、その設計会社は大丈夫でしょうか。当初かかる費用が何かいろいろ違ってくるということは、よく理解できないのですが。

学校教育課長) 実際には、エレベーターの記載があったので、備考欄に注意書きが書いてあればよかったですのですが、書いてなかったということで、不備があって申し訳ございません。実際には、給食調理場の本体施設だけで比較をしている状況でした。

曾田委員) 結論からいうと、エレベーターの設置となっていたのですが、実は予算に入っていなかったという理解でよろしいのでしょうか。

学校教育課長) 報告書の積算には、エレベーターの設置費用が入っていなかったということになります。

【報告事項第3号 大磯町郷土資料館本館の臨時開館について】

郷土資料館長) 報告事項第3号「大磯町郷土資料館の臨時開館について」説明させていただきます。資料1頁をご覧ください。大磯町郷土資料館条例第5条第2項に基づき、毎月1日は一般公開しない日と定めておりますが、大磯町郷土資料館本館の一般公開日を臨時に変更するものです。一般公開日に変更する日は、平成31年と12月1日(日)に、本館を、臨時に開館するものです。臨時開館の理由としましては、11月29日から12月1日までのおおいそ美術展の会期中につき、来館者の利用促進・サービス向上を目的とするものです。2頁は大磯町郷土資料館条例の該当箇所の抜粋です。説明は以上です。

<質疑応答>なし

【報告事項第4号 教育委員会関連事業の実施及び結果報告について】

生涯学習課長) はじめに、「令和元年度大磯町人権教育講演会の実施結果について」

御説明をさせていただきます。1 ページを御覧ください。人権教育講演会は、人権が尊重される社会の実現のため、人権に対する正しい理解と認識を深めることを目的に、福祉課と生涯学習課の共催事業として、10 月 8 日（火）に開催をいたしました。本年度は、日本障がい者サッカー連盟専務理事の松田薫二さんをお招きし、「サッカーを通じた共生社会づくり ～ サッカーならどんな障害も超えられる～」という演題で講演をしていただきました。当日の参加者数は 64 人でした。次に、「第 66 回おおいそ文化祭の開催について」説明をいたします。説明資料の 2 ページをご覧ください。本年、66 回目を迎えます「おおいそ文化祭」は、10 月 19 日（土）から 12 月 1 日（日）までの期間内におきまして、町内各会場で開催をいたします。主催はおおいそ文化祭運営委員会、および町と町教育委員会でございます。共催は大磯町区長連絡協議会、さらに大磯町文化団体連盟のご協力をいただいております。各会場のスケジュールにつきましては、記載のとおりでございますが、11 月 23 日（土）の午前 9 時 30 分から、生涯学習館におきましてオープニングセレモニーを開催いたします。教育委員の皆様にも、ご都合がつかれましたら、ぜひ出席いただきますようお願いいたします。

図書館長） 次に説明資料 3 ページをご覧ください。第 18 回大磯図書館まつりの開催についてでございます。大磯図書館まつりは、古本市、おはなし会、紙袋魚釣り、折り紙教室、森の手作りひろば等の催し物を通して、幼児からお年寄りまで地域のふれあいの場として図書館が身近な存在になるよう開催するものです。日時は、令和元年 11 月 10 日曜日、午前 9 時～午後 2 時までです。場所は、大磯町立図書館本館です。主催は大磯町立図書館、共催は大磯図書館まつり実行委員会、NPO 法人大きなうちの協力を得て実施いたします。記載のとおり、古本市を始めさまざまな催しを開催いたします。新たな試みとして軽ワゴンの公用車に絵本を入れたコンテナを積んで、ミニ移動図書館として貸し出しを行います。また、数年振りに地下書庫見学を復活します。周知方法は、ちらし、ポスター、広報おおいそ 11 月号、図書館ホームページ及びツイッターで行います。続いて 4 ページをご覧ください。おはなしボランティア養成講座の実施結果についてでございます。内容は記載のとおりとなります。参加者数は各回 21 人でした。受講者の主な感想としては、「実演では紙芝居の特徴、長所が多くあふれ、素晴らしい世界を紹介してもらえた。」、「練習方法などわかりやすく話していただき、ためになった。」、「手作り紙芝居の作り方、紹介、実演がとても参考になった。」などがあげられました。報告は以上となります。

< 質疑応答 >

曾田委員） 質問ではないのですが、先日人権教育の講演会がございました。サッカーの体の身体障害者の方による超人的なプレーの映像などを見せていただきまして、こういうことができるのかと思い、我々健常者であってもあんなことはできないなとか、いろいろな比較もできました。大変いい企画だったなということをあえて申させていただきます。

【その他】

教育部長） 次回の教育委員会定例会は、11 月 21 日木曜日午前 9 時 30 分から、本庁舎 4 階第 1 会議室で開催予定です。午後からは、国府中学校の訪問を予定しております。

教育長) それでは、以上をもちまして、令和元年度 大磯町教育委員会第7回定例会
を閉会いたします。お忙しい中、ありがとうございました。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

令和元年11月21日

教 育 長 _____

教育長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____

委 員 _____